

大阪メトロサービスカード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (本規約の目的)

本規約は、株式会社大阪メトロサービス(以下「OMS」という)が運営するOMSカード会員組織の会員資格、サービス等の基本的事項について定めるものです。

第2条 (会員および会員種別)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、OMS所定の方法で入会の申込みをし、OMSが入会を承認した方をいいます。会員のタイプはA会員とB会員とし、会員タイプにより会員サービス、年会費等が異なります。
2. 会員は、別途定める年会費等をOMS所定の方法で支払うこととします。なお、支払われた年会費等は理由の如何を問わず返還しないものとします。
3. 会員とOMSとの契約は、OMSが入会を承認したときに成立します。

第3条 (カードの発行)

1. OMSは、会員に対してカードを発行・貸与します。
2. カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。

第4条 (会員サービス)

1. 会員は、カードの活用によりOMSが提供するサービスまたはOMSがサービス提携に関する契約を締結した法人・団体(以下「業務提携事業者」という)が提供するサービス(以下「本サービス」という)を受けることができます。
2. 会員は、本サービスの利用に関する規約等がある場合、それに従うものとします。
3. 会員は、本サービスについて会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾します。

第5条 (届出事項の変更)

会員は、OMSに届け出た住所、氏名等について変更があった場合、OMS所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

第6条 (カードの紛失・盗難)

1. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、OMS所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

2. カードを再発行する場合、手数料がかかる場合があります。

第7条（退会または会員資格の取消）

1. 会員は、OMS所定の方法により退会することができます。
2. OMSは、会員が本規約に違反した場合、その他OMSにおいて会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに、直ちに会員資格を取消することができるものとします。
3. 前2項により会員が会員資格を喪失した場合、OMSがカードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。

第2章 個人情報の取扱い

第8条（個人情報の収集・利用・預託・提供に関する同意）

1. 会員および入会申込者（以下「会員等」という）は、OMSがカードの発行・管理、本サービスの円滑な提供およびカードに搭載されたICチップや磁気ストライプを活用して会員の利便性向上を図ることを目的として、保護措置を講じたうえで以下の情報（以下「個人情報」という）を収集・利用することに同意します。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項ならびに申告した事項
- (2) 入会申込日、入会承認日等、OMSと会員等との契約内容に関する情報
- (3) 会員のカードの利用に関する情報
- (4) カード会員番号その他カードに記録された会員を識別する番号（以下「会員番号等」という）・有効期限および変更後の会員番号等・有効期限

2. 会員は、OMSが以下の目的のために前項に定める個人情報を利用することに同意します。

- (1) OMSのカード関連事業における新商品情報のお知らせ
- (2) OMSのカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動
- (3) OMSのカード関連事業における市場調査、商品開発
- (4) 業務提携事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付

※ なお、OMSの具体的な事業内容および業務提携事業者の名称については、OMS所定の方法によって公表します。

3. 会員等は、OMSにおける会員管理および会員に対する各種サービスの提供等OMSの正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、OMSが保護措置を講じたうえで個人情報を預託することに同意します。

4. 会員等は、OMSが事業譲渡その他の事由により、カード会員組織の運営に関わる事業を第三者へ承継する場合、法令の定めるところにより当該第三者へ個人情報を提供することを承諾するものとします。

第9条（個人情報の利用中止の申出）

会員は、第8条第2項により同意を得た範囲内でOMSが個人情報を利用している場合であっても、OMSに対して、その中止を申し出ることができます。

第10条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、OMSに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
2. 開示請求により、万一内容が不正確または誤りであることが判明した場合、OMSは速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第11条（本規約の不同意）

OMSは、会員等がカードの入会申し込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合、および本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合、カードの入会をお断りすることがあります。ただし第8条第2項に同意しないことを理由に、OMSが入会をお断りすることはありません。

第3章 その他

第12条（本規約の改定）

本規約の変更については、OMSから変更内容を通知もしくは公表した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第13条（準拠法）

会員とOMSとの諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

第14条（合意管轄裁判所）

会員とOMSとの間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、OMSの所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第15条（ご相談窓口）

以下の事項につきましては、OMSまでお願いいたします。

- (1) 第8条に定める宣伝物・印刷物の送付等営業案内中止のお申出
- (2) 第10条に定める個人情報の開示・訂正・削除等に関するお問い合わせ・ご相談
- (3) その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談

〈株式会社大阪メトロサービス〉

〒531-0072

大阪府大阪市北区豊崎6丁目5番8号

電話番号 06-6136-4911

※ カードを利用しない場合、利用開始する前にOMSにご返却ください。

【2020年8月24日改訂】